

京都市告示第 12 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで、株式会社ワン・ワールドを京都市公金収納受託者として、元離宮二条城への入城料、二の丸御殿観覧料及びその他観覧料、音声ガイド機使用料、二条城二の丸御殿障壁画ガイドブック及び二条城公式ガイドブック売上金、世界遺産・二条城一口城主募金の徴収及び収納事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作
(元離宮二条城事務所)